

2020.11.19
2020.11.24 改定

一般入学試験受験生のみなさま へ

公立若狭高等看護学院

「コロナ禍における一般入学試験の追試験実施について」

令和2年12月5日（土）に実施する本学院一般入学試験において、新型コロナウイルス感染症に罹患した受験生等の受験機会を確保するため、次のとおり追試験を実施します。

【対象者】

1. 受験生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日までに医師が治癒したと診断していない場合（感染が疑われる場合を含む。）。
2. 受験生本人が保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当するとされ、試験日までに健康観察期間が終了していない場合。
※ 無症状の濃厚接触者の方は、条件により12月5日に受験できることもありますので、ご相談ください。
3. 試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合。
4. 試験当日に発熱や咳、のどの痛み等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状があり、本学院が受験不可とした場合。

☆ 追試験実施日時 : 令和3年1月16日（土）
(対象者がいないときは実施しません。)

上記「1」「2」に該当する場合、本学院まで連絡してください。(TEL：0770-52-0162)

【連絡時間帯】 出願後平日、12月4日までの午前8時30分から午後5時15分までと、当日最終日12月5日は午前7時から午前8時10分までにお願いします。

その後、手続きの指示に従ってください。

連絡がない場合は通常の欠席扱いとなり、追試験の受験は認められませんのでご注意ください。

なお、1月16日の追試験時にも新型コロナウイルス感染症の影響で受験が出来なかった場合は、追試験の別途実施は行いません。入学検定料の返還も行いません。

各自、健康管理にはご注意ください。